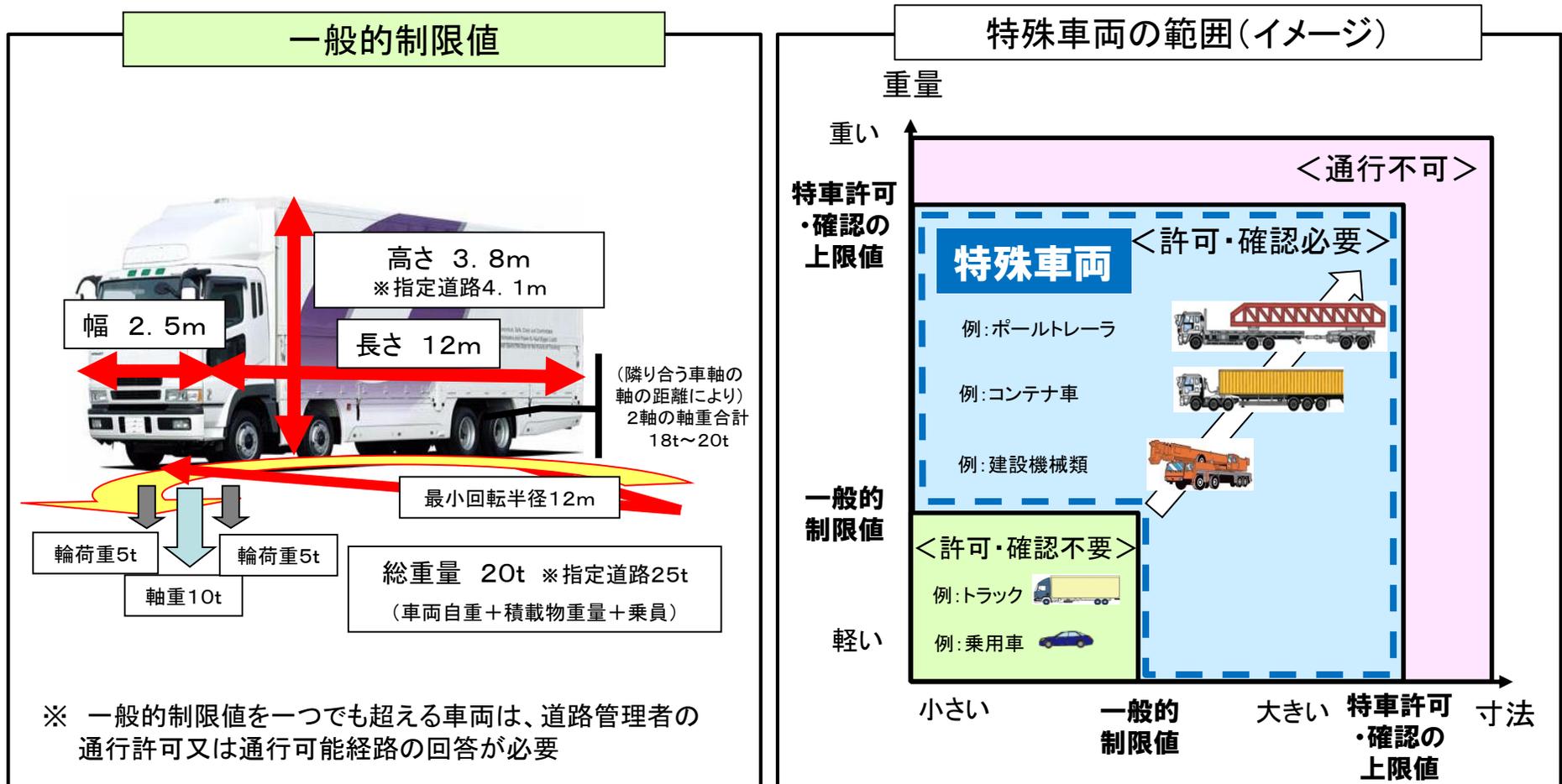
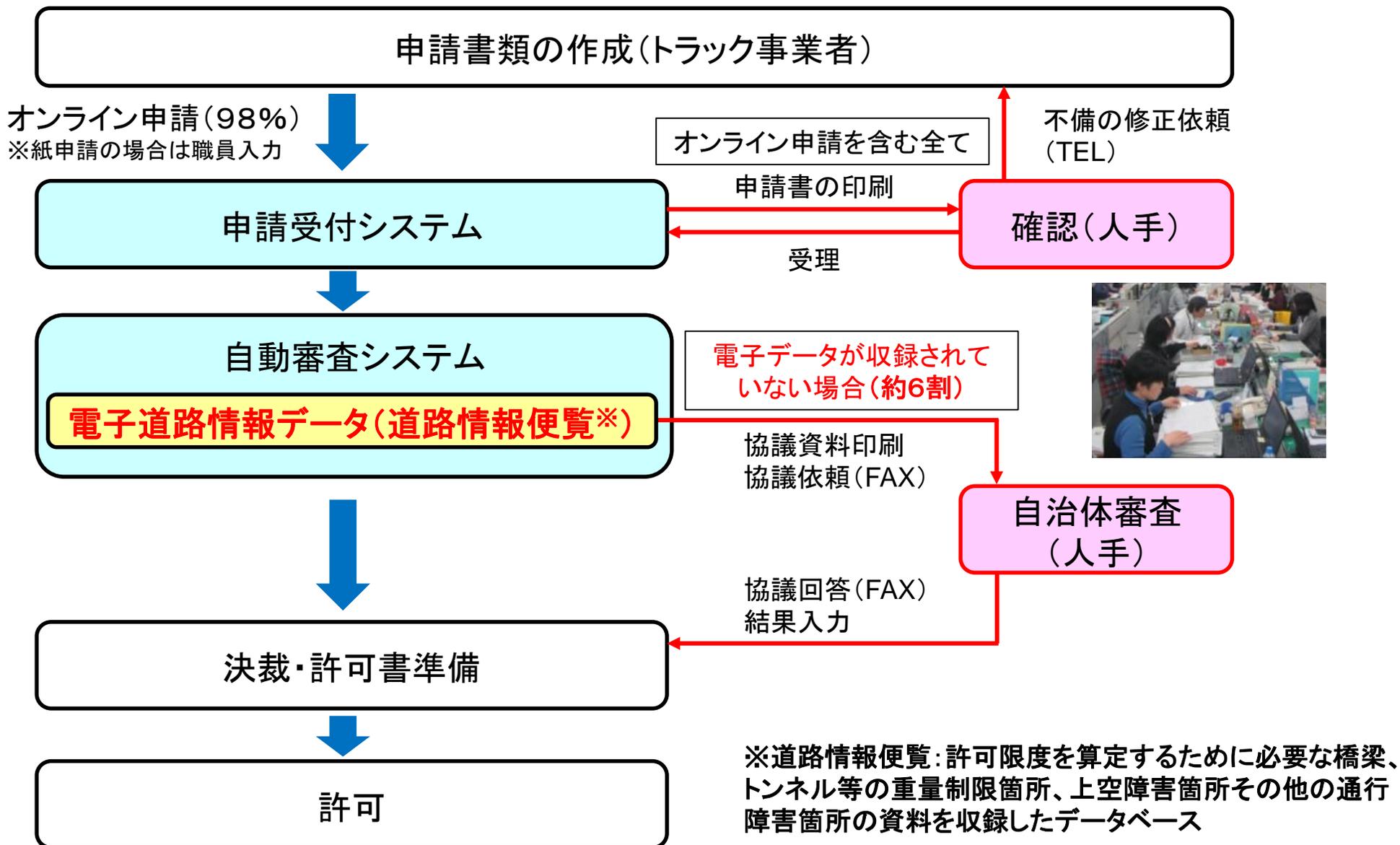


特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要があります
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答します



○ 人手による確認作業が未だ大きなウエイトを占めている状況



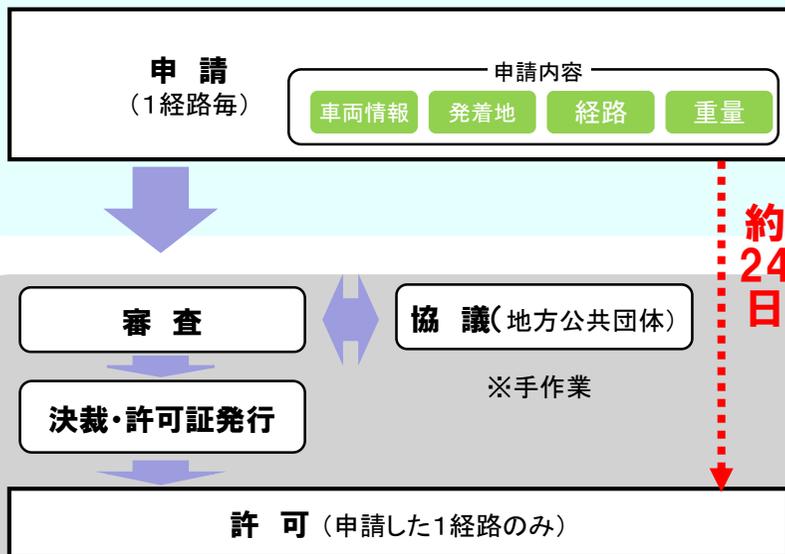
特殊車両通行確認制度(新制度)について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行確認制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度(現行制度)



約24日
(R2年度)

通行
(許可を受けた1経路を通行可)



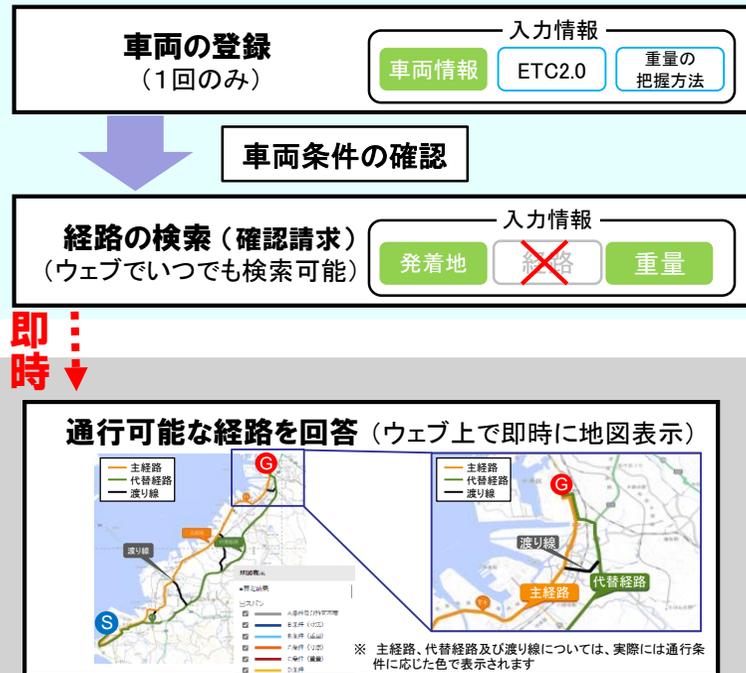
取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



即時

通行
(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

※国土交通大臣は、登録等の事務を行わせるため、道路法に基づき(一財)道路新産業開発機構を指定登録確認機関として指定

道路情報便覧の収録加速化について

道路情報便覧に収録していない道路の場合

他の道路管理者が管理する道路を含む申請を受理した場合、**他の道路管理者への協議が必要**



道路情報便覧に収録されている道路の場合

他の道路管理者が管理する道路を含む申請を受理した場合、道路情報便覧に収録されている道路であれば**協議不要で審査可能**



道路管理者の審査業務の効率化、許可発行までの審査期間の短縮につながりますので、道路情報便覧への情報収録にご協力ください
(申請頻度の高い道路は国土交通省から各道路管理者に収録の要請をしています)